

令和2年第6回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和2年8月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和2年8月31日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 向山光
 - 3番 瀬戸純
 - 4番 舟橋秀仁
 - 5番 松澤千代子
 - 6番 山寺はる美
 - 7番 樋口博美
 - 8番 池田睦雄
 - 9番 津谷彰
 - 10番 矢ヶ崎紀男
 - 11番 小澤睦美
 - 12番 岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和元年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 令和元年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 令和元年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第6 議案第4号 令和元年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 令和元年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第10 議案第8号 令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 令和元年度町立辰野病院事業会計決算
- 日程第13 議案第11号 令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第14 議案第12号 令和元年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度辰野町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第14号 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理

に関する条例の制定について

- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町基本構想審議会条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 2 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約の変更について
- 日程第 24 議案第 22 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 25 議案第 23 号 辰野町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 26 議案第 24 号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 27 議案第 25 号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 28 報告第 1 号 (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政指標等の報告について
- 報告第 2 号 (2) 専決処分の報告について
- 日程第 29 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	竹 村 智 博	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	赤 羽 裕 治	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	中 村 京 子	こども課長	菅 沼 隆 之
生涯学習課長	西 原 功	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
議会事務局庶務係長 田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番 吉 澤 光 雄

議席 第 2 番 向 山 光

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回辰野町議会9月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告としお手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

つづいて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第6回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さん、おはようございます。本日ここに第6回辰野町議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。今年の夏は、本来ならば6月にほたる祭りが盛大に開かれ、7月から8月にかけては連日のオリンピック観戦、また今頃はパラリンピックの応援にと、楽しい思い出がいっぱいの季節のはずでありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で、暮らしも一転、不安と我慢の毎日になってしまいました。しかしながら、このようなときこそ、従来の生活スタイルなどを見つめ直し「新しい生活様式」に沿って、感染予防と社会経済活動を両立し、コロナ収束後の世界では、従来より充実した生活・働き方・地域社会の構築ができるよう、必要な施策を順次講じてまいりたいと思ひます。経済状況では、4月から6月期の国内総生産速報値は、物価変動を除く実質で、前期比7.8%減、年率換算で27.8%減と、戦後最大の落ち込みを記録し経済学者の間では、コロナ以前の水準に回復するのは2024年頃との見方が多いようであります。町としましては、大きな影響を受けている町民の皆様、事業所の皆様をさまざまな形で継続的に支援し、地域経済の下支えに全力を尽くしてまいり所存であります。昨日実施しました総合防災訓練については、例年とは内容を変え災害発生時における家庭内での初期行動の確認訓練、感染症を意識した避難所の開設訓練、また災害対策本部の設置・運営等の訓練を行い、議員各位にもそれぞれご参加ご協力いただきました。

避難所の開設訓練では、各区からの役員の方などにご参加いただきまして、3密を避ける避難者の受入れや、ダンボールパーテーション・ダンボールベットの組み立て・設置などを体験いただき、各家庭ではもしもの時の避難行動、連絡先、備蓄品・持出品等を確認点検していただきました。この点検も、今後継続的な実施をお願いし、町としましても防災意識の啓発と地域防災力の更なる強化に努めてまいります。また、議員各位におかれましては先日の中学生議会では、企画運営から生徒の送迎に至るまで、大変ご尽力いただき感謝申し上げます。傍聴や議員として参加した生徒にとって、それぞれの今後につながるよい経験ができたものと思います。将来地域を担ってくれる子どもたちのため、議会の皆様と一緒にしっかりと、まちづくり・町政の執行に邁進していきたいと心新たにした次第であります。本当にありがとうございました。さて、決算議会と言われます今定例会にご提案申し上げます議案は、令和元年度一般会計をはじめ、議案第12号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で92億4,379万4,000円、歳出で86億9,800万1,000円となり、繰越明許費を除く実質収支額は3億9,397万5,000円の黒字決算となりました。また、すべての特別会計におきましても黒字決算となりました。厳しい財政状況ではありますが、健全財政を堅持することができました。そのほか、専決処分の承認1件、条例の制定・一部改正2件、令和2年度一般会計補正予算など補正予算5件、工事請負契約の変更1件、人事案件4件の併せて25議案であります。また、報告事項といたしまして、令和元年度財政指標等の報告など2件であります。なお、令和2年度辰野町小中学校タブレット購入契約についての1件を、追加議案として最終日に提案させていただきますのでよろしく願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認・可決・同意くださいますようお願い申し上げます、第6回定例会召集にあたっての挨拶といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席1番、吉澤光雄議員、議席2番、向山光議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、山寺はる美議員。

○議会運営委員長（山寺）

皆さんおはようございます。去る 8 月 26 日議会運営委員会を開催し、令和 2 年第 6 回辰野町議会 9 月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8 月 26 日辰野町告示第 24 号により、辰野町長より 9 月定例会を 8 月 31 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、9 月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程 (案) 朗読)

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 18 日間と決定いたしました。

日程第 3、議案第 1 号、令和元年辰野町一般会計決算から、日程第 14、議案第 12 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計決算までの 12 件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

議案第 1 号、令和元年度辰野町一般会計決算から、議案第 12 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明を一括申し上げます。

一般会計及び各特別会計の決算は、地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっています。今議会では、令和元年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び付属書類については、監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受

けるものでありますので、原案認定くださいますようお願い申し上げます。なお、決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○会計管理者

令和元年度一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要について説明申し上げます。令和元年度も依然として厳しい財政状況の中でありましたが、中、長期的な視点から限られた財源の効率的、効果的な活用を図りました。特に、経費削減に努めながら有利な交付金事業を活用し、予算の執行に努めてまいりました。それでは事前に配布してあります令和元年度辰野町一般会計特別会計、決算説明に沿ってご説明申し上げます。令和元年度一般会計決算総額の歳入は前年度に比べ8.1%増の92億4,379万4,000円、歳出は前年度に比べ8.2%増の86億9,800万1,000円、翌年度繰越額は5億4,579万3,000円となりました。次に基金運用でございますが、利息を含め財政調整基金などを中心に、令和元年度中3,425万3,000円を積み立て2億3,593万6,000円を取り崩し、土地開発基金を含む基金総額は31億1,627万円となりました。それでは始めに、歳入について概要を申し上げます。歳入のうち町税の総額は25億4,981万5,000円で前年度に比べ0.6%の増となりました。その内訳につきまして、現年課税分では前年度に比べ個人町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、入湯税で増となりました。法人町民税、たばこ税は減となっています。2ページをお願いいたします。地方特例交付金は6,924万2,000円で前年比5,895万8,000円の増となりました。保育料無償化に関する臨時交付金が主なものでございます。地方交付税は総額27億1,688万3,000円となり1,887万5,000円の増となりました。国庫支出金は、総額6億7,288万6,000円、前年比6,184万2,000円の増となりました。民生費国庫補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、選挙費委託金の増が主なものでございます。3ページをお願いいたします。町債は総額8億5,550万円となり前年比3億1,090万の増となりました。緊急防災・減災事業債や町内小中学校空調設置工事に関わる学校教育施設等整備事業債の増が主な要因でございます。次に歳出について特徴的なものを申し上げます。議会費は議員報酬ほか議会運営に要した経費でございます。総務費は総額9億5,542万1,000円の決算となりました。一般管理費は勤怠管理システム構築委託料、会計年度任用職員条例整備等支援業務委託料などが主なものでございます。企画費は、ふるさと辰野寄付金謝礼、地域おこし協力

隊及び集落支援員活動経費、上伊那広域連合負担金、協働のまちづくり支援金事業補助金、が主なものでございます。企画費のうち移住定住促進事務は、空き家相談会等の企画運営の活動経費、移住体験住宅運用に係る工事費、定住促進空き家改修費等補助金が主なものでございます。防災事業費は、防災行政無線保守点検委託料、住民参加型防災マップ作成委託料、辰野南小学校・両小野小学校へ設立した避難所防災倉庫設置工事、空き家等解体事業補助金などが主なものでございます。4ページをお願いいたします。地方創生推進交付金事業費は、地域おこし協力隊活動経費、実践型インターンシップ業務委託料、若者交流事業業務委託料が主なものでございます。賦課徴収費は、固定資産税の住宅標準地不動産鑑定委託料が主なものでございます。選挙費は、辰野町議会議員一般選挙、長野県議会議員一般選挙及び参議院議員通常選挙に要した費用でございます。民生費は総額23億1,480万5,000円の決算となりました。福祉・医療など社会保障関係の経費のほか、社会福祉総務費では消費税引き上げに対応した、子育て世帯・低所得者世帯を対象とするプレミアム付商品券事業を実施し、延べ1,096の方が購入いたしました。老人福祉費は、老人福祉センター雨漏り修繕工事のほか、国の補助を受け認知症高齢者グループホーム防災改修等支援事業交付金を該当施設へ交付いたしました。5ページをお願いいたします。保育所運営費は、町内6保育園の、管理運営に係わる経費と町内保育園空調設備の設計・管理・工事請負費5,551万7,000円が主なものでございます。衛生費は、総額8億5,575万8,000円の決算となりました。予防費で、緊急風しん抗体検査の委託事業。町保健対策推進費で産後健診事業、健康管理システム改修費、新生児聴覚検査助成事業など、新規事業に取り組みました。塵芥処理費は、可燃物、不燃物・資源物等の収集委託関係費用と上伊那広域連合、湖北行政組合への負担金、塵芥車の購入が主なものでございます。6ページをお願いいたします。農林水産業費は、総額3億787万7,000円の決算となりました。遊休農地の拡大防止と、景観保全に力をいれるため中山間地域等直接支払事業を実施する10地区へ急・緩傾斜農地直接支払交付金1,076万8,000円の交付、多面的機能支援交付金事業費は、13地区へ1,896万5,000円の交付をいたしました。林業費は、新たに始まった森林経営管理制度の今後の運営のために、森林環境譲与税基金を創設いたしました。商工費は、総額4億5,290万1,000円の決算となりました。商工事業費は、町・県制度資金融資の保証料及び町制度資金の利子補給、商工会の各種事業への負担金・補助金、商工業誘致及び振興補助金を17事業者へ支払い

ました。ほたる童謡公園管理事業費は、ホテルの更なる発生の為、ホテル水路改修等の工事を進めました。7ページをお願いいたします。土木費は、総額11億1,532万1,000円の決算となりました。土木総務費は、辰野町道路網・路線計画策定支援業務を委託しました。定住促進奨励金67件3,180万円、危険ブロック塀等撤去補助金6件52万4,000円を補助いたしました。用地対策費は、北沢東工業誘致事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委託料、土地開発公社所有地の購入費が主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業費は、町道1552号線北沢の請負工事費、町内道路橋梁定期点検、補修設計委託料が主なものでございます。社会資本整備総合交付金事業繰越明許費は、町道61号線小横川の請負工事費2,798万3,000円で施工し完成いたしました。防衛施設周辺町道改良事業費は、町道215号線小野休戸、小野五差路交差点の請負工事費です。都市計画策定総務費は、辰野駅前地区街なみ環境整備事業推進業務委託料、荒神山公園野球場整備工事費、下水道特別会計への繰出金が主なものでございます。消防費は、総額2億7,713万4,000円の決算となりました。非常備消防費は、消火栓新設・改良工事のほか、消防ポンプ車2,062万3,000円を購入いたしました。教育費は、総額16億1,666万7,000円の決算となりました。教育委員会費は、小中学校等ALT派遣委託料、辰野西・東小学校トイレ改修工事及び辰野中学校第二体育館改修工事設計委託料が主なものでございます。また、辰野西小学校・辰野中学校の温水ボイラー更新工事や辰野中学校パッケージ型消火栓設備設置工事を施工いたしました。8ページをお願いいたします。小中学校空調設備設置事業費は、小中学校空調設備工事監督委託料及び工事費5億7,115万3,000円で施工いたしました。学童クラブ費は、辰野西学童クラブ建築工事監督委託料及び工事費が主なものでございます。美術館特別展示事業は、城絵図・日本刀展等の経費が主なものでございます。埋蔵文化財発掘事業費は、羽場崎遺跡ほか出土石器実測委託料が主なものでございます。町民会館管理運営費は町民会館ホール空調設備改修工事、電気設備改修工事を7,600万2,000円で施工し、「オペレッタフェスティバル in たつの20周年記念事業」など自主事業を行いました。9ページをお願いいたします。スポーツ公園管理等事業費は、荒神山スポーツ公園案内看板の設置、荒神山球場受変電設備更新工事が主なものでございます。たつの未来館運営事業費は、地域おこし協力隊活動経費、たつの未来館の維持管理運営に係る経費とバスケットコートユニット購入費が主なものでございます。災害復旧費は総額1,813万2,000円の決算となりました。台風19号関連の災

害復旧工事負担金、倒木撤去委託料、準用河川大沢川の災害復旧請負工事費が主なものでございます。公債費は、起債償還金で元金と利息を合わせた総額で、7億571万円となりました。10ページをお願いいたします。次に、特別会計決算について、ご説明いたします。上水道事業会計は、安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道設備、機械、管路の更新及び耐震化を計画的に進めてまいりました。令和元年度では、引き続き県道与地辰野線配水管布設工事を実施しました。管渠耐震化増径計画に基づき、小野地区、沢底地区配水管布設替工事を実施しました。また新たに羽北地区に地下水源を見つけるため水源調査を実施しました。経営的には漏水調査業務委託を引き続き実施し、有収率の改善を図ってまいりました。簡易水道の固定資産調査等公営企業会計法適用の準備を進め、令和2年4月から上水道事業会計内に会計統合となりました。簡易水道特別会計は、水質管理の徹底及び水源施設の維持管理に意を注いでまいりました。また令和2年度から上水道事業会計内に移行する前段として、水道使用料を上水道使用料と同じ料金体系に移行しました。歳入歳出差引残額135万9,000円は、地方公営企業法を令和2年4月1日に適用したことに伴い、上水道事業会計に引き継ぎました。11ページをお願いいたします。公共下水道特別会計は、辰野水処理センターなど施設の維持管理と、耐震診断やマンホールポンプ類の分解点検工事を進めてまいりました。地方公営企業法の適用準備最終年度となりました。下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、歳入歳出差引2億7,737万4,000円を同法の規定による下水道事業会計へ引継ぎました。特定環境保全公共下水道特別会計は、小野水処理センターなど施設の維持管理とマンホールポンプの更新工事を進めてまいりました。地方公営企業法の適用準備最終年度となり、歳入歳出差引1億905万7,000円を地方公営企業法の規定による下水道事業会計へ引継ぎました。12ページをお願いいたします。農業集落排水処理施設特別会計は、5施設の維持管理と公共下水道接続に向けた検討業務、管路施設点検調査を進めてまいりました。地方公営企業法の適用準備最終年度となり、歳入歳出差引1,396万5,000円を地方公営企業法の規定による下水道事業会計へ引き継ぎました。国民健康保険特別会計では、持続可能な医療保険制度を構築するため、県と市町村が共同保険者として、国民健康保険の運営を行っております。県は財政運営の責任を担い、市町村は資格の管理や保険税の賦課徴収、健康の保持増進を目的とした保健事業を行います。町では保健予防活動に力を入れ、健康教室や特定検診の受診勧奨を行い、新たな取り組みとして「国保健康ポイント事業」

を開始、健康づくりの推進に努めました。また、国保財源確保のため、国保税収納対策に力を入れ徴収率保持向上に努めてまいりました。13 ページをお願いいたします。診療所特別会計、第一診療所と川島診療所の運営経費で、町内開業医との委託契約により、それぞれ週 1 回午前のみ診療を行っております。患者数が年々減少し運営は厳しい状況となっております。後期高齢者医療特別会計は、少子高齢化の進展により、総人口が減少し続けるのに対し、75 歳以上の人口は増加する現状です。制度の安定した運営を確保するため、国や県との連携を図りながら適正な保険料徴収を行い、難解な制度内容について、わかりやすい言葉での説明を心がけ制度の周知に努めてまいりました。14 ページをお願いいたします。町立辰野病院事業会計では、引き続き県からの内科医師の派遣を受けることができ、また週 1 回、かねてより要望の多かった泌尿器科の検診も行えるようになりました。更に数々の病院で経営改革を行ってきた方を院長補佐兼経営企画幹として迎え入れ 当院の経営改善を担ってもらいました。4 つのプロジェクトと関わりながら新たなルール等の変更を行ってまいりました。患者さんの負担軽減を考えながら、次年度以降も引き続き経営改善に取り組んでまいります。医業費費用及び医業外費用含め総体で 0.7%増の 21 億 1,216 万 7,000 円となり、収支差引では 1,675 万 2,000 円の黒字決算となりました。地域医療構想、働き方改革、医師の偏在等、医療情勢は厳しさを抱えている中、医療経営に大きな影響を与える新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態を乗り切るためにも、職員一丸となって信頼される病院を目指してまいります。地域情報告知システム特別会計は、運用を開始して 8 年が経過いたしました。緊急通報システム、町からの広報などの業務を行いました。現在利用している民間の通信サービスの一部終了等の環境変化に合わせて、基金の積立を継続しながら、次期システムへの移行を検討していかなければなりません。15 ページをお願いいたします。介護保険特別会計では、訪問介護などの在宅サービス及び介護老人福祉施設など施設サービス費を合わせて、25,580 件の利用がありました。前年度比 2.9%増でした。保険給付費は、18 億 1,993 万 3,000 円、前年度に比べ 4.3%増となりました。要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、地域支援総合事業を継続実施いたしました。以上、一般会計と 9 つの特別会計、2 つの企業会計、あわせて 12 会計について、決算の概要を説明させていただきました。令和元年度に計画いたしました数々の事業がおおむね完成することが出来ました。これもひとえに町議会を始め町民各位のご理解とご協力

の賜物と、心から敬意と感謝を申し上げ概要説明と致します。内容ご審議の上、認定下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

続いて、三澤代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（三澤）

それでは、令和元年度辰野町一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査意見について、報告をいたします。お手元の一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをお開きください。令和2年7月28日から8月4日にかけて、役場会議室において令和元年度の一般会計及び特別会計9会計並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、合わせて検討を加えました。また、8月4日午前には、財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか矢ヶ崎紀男監査委員と共に審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の計数は、誤りのないものと認められました。また、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めましたので、まず、ご報告を申し上げます。

続きまして、意見の概要を申し上げます。2ページの表の1をお願いいたします。令和元年度一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の合計欄になりますが、歳入総額、151億7,426万9,000円、歳出総額、142億180万7,000円、前年対比では、歳入で7.3%、歳出で5.5%の増額となりました。実質収支は、8億2,064万4,000円の黒字であり、これは、人口約2万人の当町に照らし、妥当な決算規模であると考えられます。そのうち一般会計決算額は、歳入総額92億4,379万3,000円、歳出総額86億9,800万1,000円、実質収支額は、3億9,397万5,000円の黒字決算であります。また、特別会計は国民健康保険特別会計ほか8会計で、歳入総額59億3,047万6,000円、歳出総額55億380万6,000円、実質収支は4億2,666万9,000円の黒字決算であります。各会計とも適切な処理がされており、全体として順当な決算であることを認めます。次に、3ページの表の2をお願いいたします。一般会計の歳入状況でございます。歳入の主な柱である町税は、対前年比0.6%、1,485万5,000円の増額となり、また町債、繰入金も増額となりましたので、分担金及び負担金、地方消費税交付金、寄付金などが減額でしたが、全体では昨年度より6億9,005万9,000円、8.1%

の増収となりました。次に、5 ページの表の 4、町税決算表をお願いいたします。町税の内訳でございますが、町税全体の収入決算額は一番下の合計欄でございますが、25 億 4,981 万 5,000 円で、法人町民税、たばこ税以外の現年度分は増額となりました。続いて、6 ページの表の 5、収納率をお願いいたします。これは町税等の収入、収入未済額表でございますが、まず町税の現年度課税分の収入済額は、2 行目のところですが、25 億 3,511 万 9,000 円で、対前年 1,676 万 7,000 円の増となりました。収納率では、99.5%で、前年より改善しております。徴収体制は、良好であると評価いたします。また、町税全体の収入未済額は、4,824 万 9,000 円で、対前年 251 万 9,000 円の減額となっております。金額は、年々改善されております。また、不納欠損額は、180 万 8,000 円となっており、法令等に基づいて適正な調査と処理を行った結果と思われるので思われます。少しでも、不納欠損処理に至らぬよう対策を講じ、また今後も税負担の公平性を見地から引き続き収入未済額の縮小に最善の努力をお願いするものであります。7 ページの表の 6 をお願いいたします。ここから一般会計の歳出でございます。予算の執行状況であります。予算額 95 億 1,155 万 5,000 円に対し、支出額 86 億 9,800 万 1,000 円で執行率 91.4%となっております。妥当な水準と判断いたしました。歳出総額では、前年度を 8.2%、6 億 5,926 万 9,000 円上回りました。経費については、職員の意識改革や効率的、効果的な意識が浸透していると考えられますが、今後とも各事業は、実態に照らし、その適正規模について十分検討し、最小の経費で最大の効果が上がるよう、企画から実施まで最大限の努力を要望いたします。特に補助金、交付金、指定管理先などの事業実績、事後管理は十分確認・検証されるよう要望いたします。11 ページ、表の 7、8 をお願いいたします。基金の運用状況でございます。一般会計の基金であります。合わせて、2 億 3,983 万 6,000 円の取り崩しがあったものの、18 の基金に 3,425 万 3,000 円の積み立てができ、一般会計の基金残高は、31 億 1,627 万円となり、特別会計を含む基金残高は、36 億 6,623 万 6,000 円となりました。設置の目的に沿い、適切な運営がされていると認めます。今後も将来に向け計画的に積み立てを増強するとともに、運用には十分配慮されることを要望いたします。特に財政調整基金など一般会計の調整に運用可能なものにつきましては、十分検討され厳格な対応をお願いいたします。次に、13 ページ、表の 12 主要財務指標をご覧ください。一般会計の財政の構造、構成からみた指標です。主要財務指標のうち、経常収支比率は 82.6%と前年より 2.8 ポイント上がりました。身体障害者等支援

事業費などの増額が主な要因と考えられます。今後も、なお一層の経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみに町村では、70%程度に収まるのが妥当とされている数値でございます。財政力指数は0.49で、前年より0.01ポイント上がっています。高いほど財源に余裕があるとされるものでございます。次に、14ページをお願いいたします。特別会計であります。計数は冒頭、表の1で見ていただいております。それぞれの概要は、14、15ページをご確認ください。経営面ではそれぞれの特別会計が事業目的を達成するために、安易に一般会計の繰入れに頼ることのないよう、また、事業の内容、動向も合わせ独立採算の原理に基づく経営をされるよう要請するところでございます。次に、16ページをお願いいたします。財政健全化判断比率でございます。その基礎となる事項を記載した書類について、8月4日に審査いたしました。暫定値ではありますが、いずれも適正に作成されているものと認めました。17ページの表の13、健全化判断比率をご覧ください。その比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字決算になっているため問題ありません。実質公債費比率は8.7%と前年より0.2ポイント減少しました。また将来負担比率は、21.4%に上昇しましたが、早期健全化基準が350.0%ということでございますので、健全の範囲でございます。各指標の改善を念頭に置きつつも、これまで実施してきた事業効果を検証し、厳しい財政の中でも将来人口規模を見据えたまちづくりに向け、必要な布石は打っておいていただきたいと思います。18、19ページに意見をまとめてありますので後をご覧ください。続いて、別冊の公営企業会計決算及び経営健全化の審査意見書の1ページをお開きください。公営企業会計決算についてであります。7月30日と8月4日役場会議室及び辰野病院において、矢ヶ崎紀男監査委員とともに辰野町上水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査いたしました。初めに、14ページの14、資金不足比率をお願いいたします。これは一番最後になります。企業会計、特別会計において、財政健全化法による資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか審査しました。適正に作成されているものと認められました。また、いずれの会計とも資金不足はなく、該当なしであります。それでは戻っていただきまして、2ページ、3ページからお願いいたします。表の1、2になります。上水道事業会計においては。収入の主なものが、給水収益であります。年々給水人口は減り続けています。今期も漏水調査を行い漏水箇所を修理を行ったため、有収率は改善されています。5ページの表の5をお願いいたします。収支の詳細をまとめ

てあります。収益合計は、前年比 1.1%の減額、費用合計は 2.4%の増額となりましたが、2,774 万 2,000 円の純利益が生じ、黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階、つまり本業でございますが、ここでの営業損益は 2 年連続の赤字となっております。配水給水費や総係費などの費用が増えております。単年度での営業黒字化を目指していただきたいと考えます。6 ページ、表の 6、上水道未収金をお願いします。水道使用料金の未収金については、現年・過年度とも減額しました。年々減少傾向にあり改善が見られております。過去からの様々な取り組みが功を奏し、周囲の意識を変化させているものと思います。今後も、新たな取り組みに挑戦いただき、公平性の確保と収入確保に、なお一層心がけていただきたいと考えます。上水道事業は、今後も老朽化した水道設備、機械、管路の更新と耐震化など計画的に取り組んでいかなければならない事業が多々あります。これらを、積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コスト縮減により、安全でおいしい水を安価で供給するため、更なる努力を望むものであります。次に、7 ページをお願いいたします。表の 7、8 でございますが、町立辰野病院事業会計について申し上げます。新病院開院から 7 年半経過し、院内の体制が大きく変動したとはいえ、現在も医師不足により厳しい運営が続いています。新病院開院時から減り続けた外来患者の減少は下げ止まり回復傾向にあります。入院患者数は前年度比 0.8%、251 人の増、外来患者数は前年度比 3.0%、1,935 人の増となりました。増加の兆しがありますので、今後に期待するところでございます。次に、決算状況でございますが、表の 8 になります。総収益は 21 億 2,891 万 9,000 円と対前年比 1.2%の増収となり、総費用も増加したものの 1,675 万 2,000 円と 3 年連続の黒字決算となりました。ただ、この総収益の中には、町の一般会計などから 4 億 6,700 万円の繰り入れが含まれております。これにより本業の不足部分を賄っております。10 ページの表の 11 に、詳細な収支がありますのでご確認ください。また、11 ページの表の 12 には、費用の詳細がありますので、併せてお願いいたします。院長の指揮の下、改革プロジェクトの効果が見え始めています。特に経費削減においては効果が現れています。今後も必要な医療を、安定的かつ継続的に提供するため、更なる職員の意識改革を期待しております。次に、表の 13 をお願いいたします。医業未収金については、現年度分は減少しましたが、過年度分は増加しました。今後も、早期対応することや院内の連携、徴収体制の工夫により増やさないよう努力をされることを望みます。医療情勢は大きく変

換のときを迎え、また今年も、年初以来の新型コロナウイルス感染の影響もあり、当院も含め自治体病院の経営は一層厳しくなる傾向にあります。病院運営の今後の方向性をしっかり見据え、同時に院内改革を推し進めて経営基盤の強化を図り、安定的でより質の高い医療サービスの提供を要望いたします。12 ページに意見をまとめてありますので、後でご覧ください。

以上、令和元年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく証拠書類も整備され会計経理は正確と認め、意見といたします。

○議長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総体的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案は、お配りしてあります、各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

日程第 15、議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町内事業者からの寄付金と電気自動車の購入、7 月豪雨による災害の復旧にかかる専決補正予算であります。補正総額は 4,255 万 2,000 円の追加で、予算総額は 114 億 6,311 万 3,000 円となりました。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては分担金及び負担金、寄付金、繰越金、町債

の増額であります。歳出につきましては、総務費で寄付金を活用し、災害時に電力供給可能な電気自動車の購入とそれに伴う設備等の経費です。災害復旧費では7月豪雨による農地及び農業用施設、林道、町道、河川の災害復旧にかかる使用料や原材料費、工事請負費等の追加であります。地方債補正は、災害復旧事業の財源として借り入れを行う災害復旧事業債の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第16、議案第14号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の制定ついてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第14号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。太陽光、小水力、風力、その他の再生可能エネルギーを利用した発電施設の設置及び維持管理につきましては、現在平成27年度に定めたガイドラインに沿って運用をしているところでございます。建設計画書の提出などを求め、必要な各種届出の有無を判断し、事業者にも所定の手続きを促しているところでございます。しかしながら、災害発生の高危険地域への設置や売電期間終了後の施設の放置、住民反対にも関わらず設置するケースなどが考えられ、このような部分について、ある程度の規制をかけるため新たに条例を制定することといたしました。条例の概要についてご説明申し上げます。主な内容は、設置禁止

区域を明確に規定しているところでございます。上位法令による災害発生の危険の高い地域に加え、町の観光施設など含め設置禁止区域としています。また、事業計画にあたり住民説明会を実施すること、施設の稼働後は定期報告を求めること、事業承継の際には届出を義務化すること、また、売電終了後の施設の速やかな撤去などを定めておるところでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第14号につきましては、会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は、福祉教育常任委員会に付託することに決定しました。日程第17、議案第15号、辰野町基本構想審議会条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第15号、辰野町基本構想審議会条例の一部を改正する等の条例について提案理由を申し上げます。現在策定を進めている辰野町第6次総合計画について、策定後の計画の進行管理及び施策の効果検証についても審議するため、組織及び任期について、条例の一部を改正するものです。併せて行財政改革の推進についても、当該審議会にて一元的に審議するため、辰野町行財政改革推進委員会設置条例を廃止するものです。新旧対照表をご覧ください。まず第1条（設置）であります。これまで町長の諮問に応じ、必要事項を審議することとしておりましたが、総合計画としての中長期的な計画の実効性の確保と、計画の策定中も含めた計画期間中の進行管理及び施策の効果検証を同時に審議する必要性から、設置目的の見直しを行うものであります。次に第2条（組織）であります。持続可能な地域づくりの推進に向け、年代層の偏りを

なるべく解消し、多方面で活躍されている人材を広く登用するために増員するものです。次に第3条（委員の任期）であります。第1条の見直しにより、委員の任期を2年とし、役職により委嘱されている委員について、それぞれの役職に応じ任期を定めるものでございます。続いて辰野町行財政改革推進委員会設置条例の廃止でございます。第五次総合計画後期基本計画においては、行財政改革の推進を取り組み目標に位置づけて推進してまいりました。第6次総合計画では、基本構想の中に溶け込ませる形で引き続き推進してまいります。急速に進展する社会情勢に対応すべく、他の施策と一元的に審議する必要性を踏まえ、当該委員会を廃止し辰野町基本構想審議会において町民の皆様と行政との共通の認識を深め、より一層の行財政改革に取り組んでまいります。なお、現在の行財政改革大綱に基づく役場庁内の推進体制は変わらず、新たに策定する個別計画に基づき引き続き推進してまいります。この条例はいずれも公布の日から施行いたします。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号につきましては、会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なし）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は、総務産業常任委員会に付託することに決定しました。ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は、11時20分、11時20分といたしますので、時間までにご入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 7分

再開時間 11時 20分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第18、議案第16号、令和2年度辰野町一般

会計補正予算(第9号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和2年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業にかかる事業費、空き家改修費等補助金、急・緩傾斜農地直接交付金、みんなで支える里山整備事業、ライフライン等保全対策工事、南小学校仮設倉庫設置工事、7月豪雨災害における復旧事業にかかる経費、地域おこし協力隊推進要綱改正に伴う報酬及び活動負担金の追加等であります。補正総額は1億7,953万円の追加で予算総額は116億4,264万3,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び町債の増額であります。歳出につきましては、総務費では湯にいくセンター修繕料、空き家改修費等補助金、外国人受け入れ相談員業務委託、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として公共施設のトイレ改修工事や各学校の清掃業務委託、役場におけるテレワーク環境構築、エアーテント等備品購入、ガンバル町内商店応援事業負担金、商工業振興資金利子補給及び保証料等の追加です。民生費では保健福祉センターの壁面等に産み付けられた害虫の卵の駆除、騒音調査、ひとり親世帯臨時特別給付金事務にかかる経費、老人福祉センターの一部倒壊したフェンスの取替工事等の追加です。衛生費では上島地籍のごみ処分委託、聖地管理システムの導入委託等の増額です。農林水産業費ではかやぶきの館の工事請負費と修繕料の組み替え、急・緩傾斜農地直接支払交付金等の増額です。商工費では商業地域空き店舗等対策事業補助金等の増額です。土木費では県道下諏訪辰野線関連事業の土地購入費と宅地造成工事の組み替え、倒木によるライフラインの切断を防ぐための保全対策工事、社会資本整備総合交付金事業から切り離し新たに創設された道路メンテナンス事業への組み替え、県施工急傾斜地崩落対策事業、澤底鴻ノ田地区工事の負担金等が主なものであります。教育費では南小学校長寿命化改修工事に先立ち備品類を一時的に保管する仮設倉庫の設置工事、教職員住宅のトイレ改修工事、新型コロナ感染症対策として各小中学校へマスク等の消耗品、トイレ清掃委託、衣類乾燥機等備品の購入に関する経費の追加と両小野小学校負担金の減額が主なものです。災害復旧費では7月豪雨で被災した林道西部線復旧工事の追加です。地方債補正につきましては社会資本整備総

合交付金事業から道路メンテナンス事業の切り離しによる公共事業等債の追加と変更、災害復旧事業債の追加、臨時財政対策債確定による変更です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。

日程第 19、議案第 17 号、令和 2 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和 2 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を説明申し上げます。1 ページ目をご覧ください。資本的収入及び支出の補正で、支出の第 1 款資本的支出で 900 万を追加し 2 億 5,330 万円とし、内訳は建設改良費で 900 万円を追加し、1 億 1,330 万円としました。特例的収入および支出でございます。地方公営企業法適用にあたり、簡易水道特別会計の打ち切り決算に伴い、未収金及び未払金の額が確定したところにより、未収金 1,105 万を 25 万円に未払い金 1,108 万円を 4 万 6,000 円に改めるものです。3 ページ目をご覧ください。支出では 27 工事請負費 900 万円を追加しました。給水区域内の樋口矢沢原地区の住宅改築に伴いまして配水管が存在しないことが判明しました。配水管布設工事 L= 200 メートルを実施する必要性が発生したため、900 万円を追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 17 号、令和 2 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。日程第

20、議案第 18 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 18 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出の総額を収入支出それぞれ 9 億 8,156 万 1,000 円とする、と記載してありますが総額の変更はございません。資本的収入及び支出の補正です。収入の第 1 款資本的収入 280 万円を追加して 4 億 4,634 万 8,000 円に、内訳は企業債 280 万円を追加し 1 億 5,060 万円としました。支出の第 1 款資本的支出で 937 万円を追加し 7 億 8,466 万 1,000 円とし、内訳は建設改良費で 937 万円を追加し 8,664 万 4,000 円としました。特例的収入及び支出でございます。地方公営企業法適用にあたり、公共下水道特別会計及び特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計の打ち切り決算に伴い、未収金及び未払金の額が確定したところにより、未収金 4,748 万 5,000 円を 2,417 万 7,000 円に、未払金 2,987 万 7,000 円を 2,334 万円に改めるものでございます。6 ページをご覧ください。歳出による処理場費の 18 委託料、12 万 6,000 円と 21 修繕費の 87 万 4,000 円の計 100 万円を追加し、7 の資産消耗費、45 固定資産除去費 100 万円を減額し、収入及び支出の総額の変更はございません。農業集落排水施設であります下横川処理施設の電気設備の不具合と、破砕機等の部品交換の必要性が生じたためでございます。7 ページをご覧ください。歳入です。建設改良費の財源に充てるため企業債 280 万を増額するものでございます。8 ページをご覧ください。歳出による管渠整備費の 27 工事請負費 300 万円を追加しました。既設マンホールポンプの絶縁抵抗値が落ちてきており、マンホールポンプの更新の必要性が生じたためです。処理場整備費の 18 委託料 400 万円を追加しました。水処理センターの曝気機の主軸の破断があり、今年度工事に対応しましたが、残り 3 機の対応も必要となり補助事業採択をするため、辰野町下水道ストックマネジメント計画の変更が必要になったためでございます。処理場整備費の 27 工事請負費 237 万円を追加しました。農業集落排水施設である、下横川処理施設の非常用エンジンポンプの故障により、更新が必要になったためです。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 18 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 19 号、令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 698 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 1,750 万 5,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入につきまして国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等を対象とする特例減免相当額分 162 万円を減額するものでございます。7 ページをご覧ください。国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険税特例減免相当額に対する災害等臨時特別補助金として、162 万円を増額するものでございます。8 ページをご覧ください。繰越金について前年度繰越金の確定により、698 万 5,000 円を増額するものでございます。9 ページをご覧ください。歳出につきまして、国民健康保険事業費給付金の各項におきまして、国庫補助金である災害等臨時特別補助金の増額による財源組替を行うものでございます。10 ページをご覧ください。予備費を歳入増加調整分増額いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 19 号、令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,951 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 6,547 万 7,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入では国庫支出金として介護給付費国庫負担金過年度分が 2,453 万 4,000 円の増額でございます。これは令和元年度分の保険給付費の精算に伴い、国庫負担金の不足分が追加交付されるものでございます。7 ページの繰越金は前年度の繰越金の確定により 1,497 万 9,000 円増額するものでございます。次に歳出でございますが 8 ページの諸支出金は、令和元年度分の介護給付費や地域支援事業費の精算に伴い過年度分として国・県支払基金に合計 575 万 5,000 円を返還するものでございます。9 ページは予備費を 3,375 万 8,000 円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 21 号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和 2 年 3 月 19 日に締結しました、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約に変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について、8,500 万 8,000 円を 1,101 万 1,000 円増額し、9,601 万 9,000 円に変更するものです。契約の理由、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上変更内容を申し上げます。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容について説明申し上げます。町道 74 号線ですけれども、ダムから蛇石に向かう途中の法面の工事のことです。現場の再調査によりまして施工予定範囲の上部にも危険性が生じたため、吹付工を増としたものでございます。コンクリート吹付工として 584 平米から 661 平米、77 平米を増にしたものでございます。それから土砂が崩落して土砂を少しずつ撤去していきまして、崩落処理面の土留めとして土砂崩落による二次災害の防止を図り、最後に崩落土砂を全部撤去したことによりまして、確定した土砂の撤去の量です、620 立方メートルの増のものです。以上のものを増工しましたのでよろしくお願ひします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 21 号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。日程第 24、議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を説明申し上げます。町の人権擁護委員は人権擁護委員法第 6 条第 3 項の定めるところにより 6 名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は 3 年となっております。今回令和 2 年 12 月 31 日に任期満了を迎える荒井佳世子氏と塚間大治氏の 2 名について、人権擁護委員として適任であり候補者として再度推薦したいと考えるものであります。荒井氏につきましては、長年の保育士としての豊富な経験や知識をお持ちであり、塚間氏につきましては、町の教育委員や PTA 会長としての知識や経験をお持ちであります。両氏とも現在 1 期目で意欲的また積極的に人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいているところでございます。地域の方からの人望も厚く、長年の経験を生かし人権擁護委員として活躍いただけることが期待されますので、次期委員として再度推薦したいと考えております。なお推薦に対する意見を求める人事案件ですので、本来必須ではありませんが、略歴書を参考添付させていただきます。ご参照ください。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 22 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、意見を適任とすることにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は人権擁護委員の推薦にあたり求められている意見を適任とすることに決しました。日程第 25、議案第 23 号、辰野町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。ここで先例によりまして宮澤教育長の退席を求めます。

(宮澤教育長 退席)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 23 号、辰野町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、この 9 月 30 日に任期満了を迎える辰野町教育委員会教育長に宮澤和徳氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。宮澤和徳氏には、2 期 6 年にわたって辰野町の教育の発展、辰野町の青少年の育成に力を尽くしていただきました。特に、学校教育の現場へ全国の先端に行く試みを導入されるなど、教育環境の充実に大きく貢献いただいているところであります。教育行政に対する思いは人一倍強く、教育長の適任者と考えます。今回引き続き宮澤和徳氏を辰野町教育委員会教育長に任命したいと思っておりますので、ご審議の上、原案に同意くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 23 号、辰野町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案のとおり同意することに決しました。ここで宮澤教育長の入場を求めます。

(宮澤教育長 入場)

○議 長

宮澤教育長のご挨拶は、議事日程終了後にいただきたいと思いますので、議事を進行いたします。日程第 26、議案第 24 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 24 号、辰野町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、この 9 月 30 日に任期満了を迎える辰野町教育委員会委員の、垣内由佳氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。垣内由佳氏におかれましては、1 期 4 年の間辰野町の教育行政の充実にご尽力いただき、心から感謝を申し上げます。この 4 年間で培った経験を活かしていただき、辰野町の教育の発展に力を尽くしていただくため、引き続き垣内氏を教育委員に任命したいと思いますので、ご審議の上、原案同意くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 24 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 27、議案第 25 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 25 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由を申し上げます。固定資産の評価審査委員会委員につきましては、地方税法に定めるところにより、任期は 3 年で、各市町村に 3 名おくことになっております。今回、平成 29 年 10 月 1 日から同委員を務めていただいております小澤重八さんの任期が、9 月 30 日をもって満了となります。後任に石川あけみ氏を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。石川あけみ氏については、略歴書に記載のとおり長年役場職員して税務行政に携われ、固定資産評価に関する豊富な経験と見識をお持ちであり、委員として適任と考えます。以上提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原

案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 25 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 25 号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第 28、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。まちづくり政策課長。報告第 1 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和元年度財政指標等の報告についての報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第 1 号、令和元年度の財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告いたします。表に示した数値は暫定値であります。確定は 11 月ですが県の指導は終わっておりますので、概ねこの数値となる見込みでございます。まずはじめに実質赤字比率でございます。一般会計等、普通会計といわれている会計が対象で、辰野町では一般会計及び地域情報告知システム特別会計になりますが、赤字が発生した場合、その額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。当町の標準財政規模は、左下にあるとおり 56 億 8,608 万 9,000 円です。標準財政規模とは、地方自治体が標準的な行政運営時に普通収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです。この実質赤字比率につきましては、黒字であるためハイフン表示で該当なしであります。続いて次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらはすべての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、標準財政規模に対して、一般会計等が負担する地方債における元利償還

金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの準元利償還金が、どの程度の割合となっているかを示した比率であります。これは3箇年の平均ですが、8.7%となりまして、昨年度に比べ0.2ポイント改善しております。減少要因につきましては、財政調整基金1億8,000万円及びその他特定目的基金の取り崩し、合計2億3,983万6,000円により、単年度あたりの実質公債費比率は0.4ポイントの増となったものの、平成28年度の単年度実質公債費比率9.3%でございましたが、3箇年平均の算出から外れたため、結果、改善となりました。今後も将来を見据え、記載の有効活用を図ってまいります。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計など他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は21.4%となりまして、昨年度に比べ8.6%上昇しております。増加要因につきましては、財政調整基金の取り崩しと令和元年度に借り入れた町内小中学校空調設置事業によるものです。中断の表、上の行は、この法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率は政令市を除き全市町村同じ数字です。この基準以上の場合、財政健全化計画を策定しなければなりません。下の表、財政再生基準は、この基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準です。いずれの基準につきましても、辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を堅持しているといえます。続きまして、裏面の2ページをご覧ください。こちらは令和元年度公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、報告させていただきます。こちらも暫定値でございます。資金不足比率は、資金不足額が出た場合その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業の規模とは簡単にいえば営業収益であります。一番左の欄及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は、上水道事業会計と辰野病院事業会計の2会計でございます。次の欄の資金不足額・剰余額2会計共に剰余額でございます。上水道事業会計では5億3,966万7,000円、病院事業会計では1,656万8,000円となりました。資金不足ではないため、右から2番目の欄、資金不足比率はハイフン表示該当なしとなっております。次に法非適用の企業会計でございます。辰野町では、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計の4会計でございま

すが、いずれの会計も、資金不足額・剰余額欄の剰余額でありまして資金不足額は出ておりませんので、資金不足比率は同様の表示となっております。なお1番右の欄、経営健全化基準は法適用・法非適用共に20.0%であります。また、今年度、簡易水道特別会計が上水道事業会計へ、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計が下水道事業会計へと経営統合するため、令和2年度からはすべて法適用企業となります。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度決算等から算定した数値でございます。以上、財政指標などの報告とさせていただきます。

○議長

ただ今、報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に、報告第2号、専決処分の報告について、報告を求めます。

○総務課長

報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて専決処分を行ったので、報告いたします。

公用車による1件の財物事故であります。令和2年6月14日、公用車を松本市営松本城大手町駐車場に進入する際、入場ゲートに近づきすぎて接触させ、その一部を損壊させてしまいました。示談が成立し、賠償金額104,500円を支払いました。専決日は、令和2年7月27日です。本件の補償につきましては、全国自治協会自動車協会損害賠償保険にて処理いたしました。以上、報告いたします。

○議長

ただ今報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第29、請願・陳情等についてを議題といたします。請願・陳情等については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に

文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上、請願・陳情等、5件については、各常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。ここで先ほど任命について同意されました、宮澤教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○教育長

はい。貴重な時間をいただき、一言挨拶をさせていただきたいと思います。ただ今は任期満了に伴う教育長の任命につきまして、同意をいただき大変ありがとうございます。3年前、新制度教育長に就任した際は、保育園や小中学校の全教室にエアコンが一斉に整備されること、児童生徒一人ひとりにタブレット端末が整備されること、さらには小中学校が突然臨時休業に入り、保育園に対しては在宅保育をお願いするなどということはまったく想定もしていませんでした。この3年間で保育園や学校など教育行政を取り巻く環境が大きく変わりました。社会の価値観も今回の新型コロナウイルス感染症により変化し始めてきています。今まで以上に急激に物事が進み、変化が速い時代になっております。予想をしていなかった対応が迫られる、しかも短時間のうちに決断しなければならない、そういう事態も多くなりました。そのような中、教育長として同意をいただきましたことは身が引き締まる思いでございます。もともと浅学菲才の身であり、力のないものではございますが、今日のこの緊張感を忘れずに町の教育行政を担当させていただきたいと思います。コロナ禍における子どもの安全を確保しつつ、子どもたちの学びや育ちを保障していくことを優先しながら、辰野町独自にスタートさせました、保育園や小学校の英語あそび、小学校における少人数学習、教科担任制授業等をさらに推進していくこと、非常時におけるオンライン学習の整備、平出保育園の方向付け、半年以上中断しております辰野Eサミットの推進に

よる義務教育、保育と高等教育との連携など現在進行している教育施策についてさらに推進していく覚悟でございます。少子化により子どもの数が減少していく辰野町にあっても、将来を担う子どもたちの育ち、学びに全力を尽くし、社会を自ら切り開いていくことができる力を身につけさせるとともに、辰野町を愛する心の醸成を計りたいと考えておりますので、これからも議員の皆様には辰野町及び町教育委員会にお力添えをよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

本日はこれにて散会といたします。大変長時間ご苦勞さまでした。

1 1. 散会の時期

8月31日 午後 0時 7分 散会